

上天草市学童スポーツ団体の活動方針

～心身の健全育成とスポーツ活動の普及を目指して～



令和3年4月

上天草市教育委員会

目次

はじめに

1	定義	1
2	方針の役割	1
3	スポーツ活動について（方針策定に向けての基本事項）	1
	（1） スポーツ活動の意義	
	（2） スポーツ活動における地域連携	
	（3） スポーツ指導	
	（4） 安全管理	
4	学童スポーツ団体の現状	4
	（1） 団体数・会員数・種目数	
	（2） 行政支援	
5	国・県・市が策定しているスポーツ活動の方針等	5
6	学童スポーツ団体の活動方針	5
	（1） 社会体育として活動する団体の総称	
	（2） スポーツ指導者について	
	（3） 学童スポーツ団体の活動基準	

はじめに

熊本県の小学校運動部活動は廃止され、平成31年度に社会体育へと完全移行しました。

上天草市では、総合型地域スポーツクラブに加入し活動を行っていたクラブチームに加え、地域スポーツ指導者や保護者の協力によって新規に立ち上げられたクラブチームを合わせ、令和2年11月現在では合計29団体が活動を行っています。

各団体は、地域スポーツ指導者の指導方針や総合型地域スポーツクラブの活動方針のもと、子どもたちがスポーツに親しみやすい環境づくりや地域スポーツ普及のために活動を行っていますが、地域や団体の現状、種目によってその活動実態が様々であるため、児童の心身の健全育成並びにスポーツ活動の普及を目的に、上天草市学童スポーツ団体（以下、「学童スポーツ団体」という。）の目安となる活動方針を策定し、活動の推進を図るものです。

1 定義

この活動方針にある「上天草市学童スポーツ団体」とは、会員が上天草市内の児童を主とした総合型地域スポーツクラブの各種目クラブチーム及び地域等で新規に立ち上げられたクラブチームのことをいいます。

2 方針の役割

方針の策定にあたっては、スポーツ基本法（『平成23年6月24日 法律第78号』）やスポーツ基本計画（『平成29年3月24日 文部科学省』）に規定するもののほか、運動部活動での指導のガイドライン（『平成25年5月 文部科学省』）及び公認スポーツ指導者養成テキスト共通科目Ⅰ（『公益財団法人 日本スポーツ協会』）を参考にしており、すべての児童が心身ともに健全に成長すること及び学童スポーツ団体の活動が普及することでスポーツに親しみやすい環境を作るための方針とします。

3 スポーツ活動について（方針策定に向けての基本事項）

（1）スポーツ活動の意義

スポーツは、生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として推進されなければならない、本市におけるスポーツ活動も同様に、地域や団体の現状、子どもの状態に応じて自主的なスポーツ活動を行うものとします。

なお、小学校運動部活動は、学校教育の一環として行われてきたことを念頭に置き、（中学校・高校においては現在も学校教育の一環として行われている。）活動方針は運動部活動との整合性を保つものとし、子どもたちがスポーツに興味と関心を持つ中で、次のような意義や効果をもたらすものとしします。

- ・ スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
- ・ 体力の向上や健康の増進につながる。
- ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

運動部活動での指導のガイドライン（『平成 25 年 5 月 文部科学省』）

3. 運動部活動の学校教育における位置づけ、意義、役割等について（一部抜粋）

（基本理念）

第 2 条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

スポーツ基本法（『平成 23 年 6 月 24 日 法律第 78 号』）第二条第 1 項（抜粋）

（2） スポーツ活動における地域連携

スポーツ活動では、子どもたちの多様なニーズに応えることができるよう、多岐にわたる活動内容の実施や複数種目の取り入れなどの創意工夫を行うことが望まれます。

そのため、スポーツ活動を行うにあたっては、総合型地域スポーツクラブや地域スポーツ指導者との連携、地元施設の活用など、様々な人や地域社会との協働を心掛けるものとしします。

（3） スポーツ指導

スポーツ指導者は、子どもたちの健全な育成のために、スポーツの価値や魅力を伝え、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現につなげる必要があります。

そのため、スポーツ指導を行う際には、適切な指導方法でコミュニケー

ションを図り、子どもたちが安全に、正しく、楽しくスポーツ活動を楽しめるように心掛けるものとします。また、スポーツ指導者は、自身のこれまでのスポーツ実践、経験に頼るだけでなく、必要な知識や技能を習得し、指導に活用するよう心掛けるものとします。さらには、学校生活に支障が出るような休養日を適切に設け、勝利至上に陥ることなく、子どもたちの発育発達に応じた活動及び指導をすることを心掛けるものとします。

スポーツ指導者とは、プレーヤー自身が“なりたい”と思う自分に近づくために、その活動をサポートする存在であるとともに、スポーツの意義と価値を社会に発信し、望ましい社会の実現に貢献するという役割を担う存在である。

公認スポーツ指導者養成テキスト共通科目Ⅰ 第1章 指導者の役割Ⅰ
〔公益財団法人 日本スポーツ協会〕（一部抜粋）

（基本理念）

第2条

- 2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を養う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、・ ・（中略）・ ・学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
- 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

スポーツ基本法（『平成23年6月24日 法律第78号』）第二条第2項、第3項（抜粋）

（4） 安全管理

スポーツ活動には内的・外的問わず危険はつきものです。

そのため、スポーツ指導や指導計画を策定する際には、安全への十分な配慮を行うことにより、出来得る限りの危険を避けることが、指導者にとって不可欠の資質です。

安全管理に関しては、スポーツ活動（指導）前、スポーツ活動（指導）中、スポーツ活動（指導）後において、個々の場面に応じた安全管理を心掛けるものとします。

なお、指導内容や方法、事故防止、安全確保、子どもたちのスポーツ障

害を防ぐため、科学的根拠に基づいた指導内容や指導方法及びスポーツ医学の研究情報を知識として取り入れることを心掛けるものとします。

科学的根拠に基づいた指導や研究成果の習得

指導の内容や方法及び事故防止・安全確保・児童生徒のスポーツ障害を防ぐためにも、大学や研究機関等での科学的な研究により理論付けられたもの、研究の結果や数値等で科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなどを活用する。

児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針
 (『平成 27 年 3 月 熊本県教育委員会』) 基本方針 4 (抜粋)

(基本理念)

第 2 条

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

スポーツ基本法 (『平成 23 年 6 月 24 日 法律第 78 号』) 第二条第 4 項 (抜粋)

4 学童スポーツ団体の現状

(1) 団体数・会員数・種目数

令和 2 年 1 1 月時点で 2 9 団体が地域や団体の実情に応じて、地域指導者や総合型地域スポーツクラブ指導者、保護者の協力のもと活動を行っています。

団体数と種目数

	団体数／会員数	種目数
平成 31 年度	2 7 団体／4 0 1 人 (うち総合型地域スポーツクラブ 1 2 団体／1 5 4 人)	1 4 種目
令和 2 年度	2 9 団体／4 6 9 人 (うち総合型地域スポーツクラブ 1 2 団体／1 9 3 人)	1 4 種目

地域別団体数 (総合型地域スポーツ以外は活動拠点による)

地域	団体数
大矢野町	1 4 団体 (うち総合型地域スポーツクラブ 9 団体)
松島町	8 団体 (うち総合型地域スポーツクラブ 3 団体)
姫戸町	5 団体
龍ヶ岳町	2 団体

(2) 行政支援

学童スポーツ団体の活動を助長するため、次の支援を行っています。

ア 施設使用料の全額免除

全団体対象。ただし、空調・ナイター等の使用料は団体負担とする

イ 活動準備費助成金

新規に活動を開始（市に登録）した団体に対し、1団体当たり基本額（15,000円）+人数加算（200円×会員数）を助成する。
ただし、平成31年度から令和3年度までとする。

5 国・県・市が策定しているスポーツ活動の方針等

国においては、スポーツ基本計画（『平成29年3月24日 文部科学省』）を策定し、運動部活動での指導のガイドライン（『平成25年5月 文部科学省』）、小学校体育に関するハンドブック、運動部活動での指導のガイドライン（『平成25年5月 文部科学省』）により活動方針が示されています。

熊本県では、児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針（『平成27年3月 熊本県教育委員会』）が定められています。

上天草市では、平成28年4月に上天草市スポーツ推進計画を策定し、スポーツ推進の具体的方策等により市民のスポーツ活動を支援しています。

6 学童スポーツ団体の活動方針

(1) 社会体育として活動する団体の総称

本市には児童を対象とした社会体育団体の総称が無い場合、市内で社会体育として活動している団体の総称を次のように定め、普及推進を図っていきます。

児童を対象とした社会体育団体の総称

➤ 上天草市学童スポーツ団体

(2) スポーツ指導者について

すべての学童スポーツ団体の代表者、指導者及び指導をサポートする保護者等は、児童を対象とした適正な指導並びに事故やけが等の救急措置など、高い知識と技能を有する必要があることから、県、市及び各スポーツ協会等で実施される指導者講習会を定期的に受講してください。

(3) 学童スポーツ団体の活動基準

学童スポーツ団体として活動を行うにあたっては、以下の基準に基づき、練習日、練習時間、大会への参加など事前計画を立てて活動を行うこ

とします。

なお、活動時間に関しては、行政支援としての施設使用料減免と関連付けることとし、基準を超える使用料は団体負担とします。

3日前までのキャンセル料は全額免除とし、それ以外のキャンセル料は団体負担とします。ただし、悪天候等の影響により予約をキャンセルする場合は、全額免除とします。

ア 活動の目標及び計画についての説明

指導者は活動の目標の達成に向けて、各学年等での指導（活動）内容とそのねらい、指導（練習）方法などを明確にした計画を作成して、児童や保護者に説明し、理解を得ること。

イ 活動日

活動は、練習、練習試合及び大会参加を含め、週4日以内とする。

ウ 活動時間

1日の活動時間は、児童の発育段階や健康状態等を十分考慮し、平日は2時間以内、土・日曜日、祝日、長期休業期間は3時間以内とする。

平日の活動時刻は、基本的な生活習慣を乱さないよう午後9時までに終了する。ただし、指導者の仕事の都合等で活動時刻が後ろにずれる場合は、必ず保護者の了承を得ること。

使用する道具や会場の準備、撤収、清掃も活動時間を含む。

エ 練習試合

練習試合の遠征については、原則として県内とする。

オ 大会参加

大会へ参加する場合は、大会参加計画書を作成し、保護者へ事前に周知することとする。ただし、児童や保護者の過度の負担とならないように、週末の活動（大会参加及び練習試合）を連続としないなど配慮すること。

競技連盟等によって種目ごとに大会参加の基準が定められている場合は、それらの基準に準ずること。

カ 活動を行わない日

- (ア) 土曜日又は日曜日 ※原則
- (イ) 大会及び練習試合の翌日
- (ウ) 熊本県が定める家庭の日（毎月第一日曜日）
※大会の場合は保護者の了承を得ること
- (エ) お盆（8月13日から15日まで）及び年末年始（12月28日から1月4日まで）

キ その他

児童の活動への参加については、学校行事や地域行事を優先させること。